

ふくしまぐらし。×テレワーク支援補助金実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、ふくしまぐらし。×テレワーク支援補助金の運用について、ふくしまぐらし。×テレワーク支援補助金交付要綱（以下「交付要綱」という。）に規定するところによるほか、必要な事項を定めるものである。

(事業要件)

第2条 本補助金の補助対象事業は、交付要綱第3条第1項別表第1に規定する事業であって、事業期間が、事業実施年度の3月14日までに完了する事業であること。

2 交付要綱第2条第1項第1号に規定するテレワークについては、原則として、情報通信技術を活用して、遠隔地で顧客等とのやりとりを行う業務を指すものとし、単にインターネットを利用した調査や、ワープロソフトでの資料作成等については、対象としないものとする。ただし、雇用者もしくは法人による申請であり、かつ勤怠管理者等により、前述した業務を行うよう指示がある場合においては、この限りではない。

(事業実施期間)

第3条 交付要綱第3条第1項第1号及び第2号に規定する対象事業における事業期間は、本県に訪れた初日を事業開始日とし、本県を離れる最終日を事業完了日とする。

(滞在場所及びテレワーク実施場所)

第4条 交付要綱第3条第1項第1号及び第2号に規定する対象事業における県内での滞在場所は、旅館業法等に基づく宿泊施設に限らず、賃貸住宅や実家等も対象とする。ただし、補助対象経費については、実施要領第6条のとおりとする。

2 交付要綱第3条第1項第1号及び第2号に規定する対象事業における県内でのテレワーク実施場所は、コワーキングスペースや実家等に限らず、社会通念上、業務のために使用したと認められる施設であれば対象とする。ただし、補助対象経費については、実施要領第6条のとおりとする。

(勤務者の変更)

第5条 交付要綱第3条第1項第1号に規定する対象事業において、補助対象者が法人であって、事業期間中にやむを得ず勤務者を変更する場合は、変更前の勤務者の交付決定額の範囲内で新たな者を勤務者とすることができる。なお、この場合は、交付要綱第6条に基づく変更申請を行うこと。

(補助対象経費)

第6条 交付要綱第3条第1項別表第1で規定する補助対象経費の主な内容は、次のとおりとする。

補助対象経費	内容
宿泊費	<ul style="list-style-type: none">・本県に滞在している間の宿泊費（原則として素泊まりのみ）・ただし、以下に該当する場合は、対象としない。<ul style="list-style-type: none">(1)旅館業法の許可のない宿泊施設または住宅宿泊事業法の届出のない住宅に宿泊した場合(2)交通費及び宿泊費以外の費用が含まれる旅行商品を利用した場合（交通費及び宿泊費のみがセットになった旅行商品を除く）(3)自治体等が主催する田舎暮らし体験ツアーを利用し、宿泊費分が自治体等から支給される場合・本県に滞在している間のマンスリーマンション等に係る賃料。 なお、管理費や共益費は対象とするが、敷金、礼金、保証金、仲介手数料、清掃料は対象としない。
交通費	<ul style="list-style-type: none">・公共交通機関利用料及び自家用車やレンタカーの高速道路利用料・なお、合理的な経路及び経済的な利用料金とし、レンタカー、タクシー及び自家用車の燃料代等に要する経費は対象としない。・出発日及び帰着日以外の県内外の移動に係る交通費は、長期コースに限り、業務に関するものかつ1ヶ月につき1往復分のみ対象とする。・自治体等が主催する田舎暮らし体験ツアーを利用し、交通費分が自治体等から支給される場合は対象としない。
コワーキングスペース等の施設利用料	<ul style="list-style-type: none">・コワーキングスペースのドロップイン（1日以下）の利用料・コワーキングスペースの月額基本利用料（長期コースのみ）・コワーキングスペースの初回登録料（必要な場合）・ロッカー代や会議室、コピー利用料等は対象としない（ただし、基本料金に含まれる場合は対象とする）。
レンタカー代	<ul style="list-style-type: none">・本事業に係るレンタカー代（燃料代、オプション料金は除く）
地域体験活動に係る費用	<ul style="list-style-type: none">※「ふくしまお試し移住村」事業の利用者のみ・地域体験活動を実施する際に必要となる参加費用、保険料等（懇親会費等、直接的な飲食に係る費用は除く）

2 交付要綱第3条第1項別表第1で規定する別に定める要件（SNS等の投稿）は次のとおりとする。

要件
次の内容を SNS 等投稿（ハッシュタグ、本文等）に含めること。 <ul style="list-style-type: none">・「福島県」もしくは「福島県内の市町村名」

上記に加え、次の内容を可能な限り SNS 等投稿に含めること。

- ・テレワーク
- ・ふくしまぐらし

(交付申請及び実績報告の提出期限)

第7条 交付要綱第4条で規定する交付申請の時期及び交付要綱第8条で規定する実績報告の提出期限は、それぞれ以下のとおりとする。

種別	提出期限
交付申請	原則として現地活動の出発日の10営業日前まで
実績報告	原則として現地活動の帰着日の30日後又は現地活動の帰着日の属する年度の3月31日のいずれか早い期日まで

(交付申請に必要な添付書類)

第8条 交付要綱第4条第1項別表第2で規定する別に定める書類は、以下のとおりとする。

- (1) テレワーク体験に係る意向確認書(計画)(別紙様式第1)
- (2) 誓約書(別紙様式第2)

(実績報告に必要な添付書類)

第9条 交付要綱第8条第1項別表第4で規定する別に定める書類は、以下のとおりとする。

- (1) テレワーク体験に係る意向確認書(実績)(別紙様式第3)

(補助対象者の個人情報の管理)

第10条 補助対象者の個人情報は、福島県個人情報保護条例に則って適正に管理し、補助対象者への移住等に関する情報提供活動等以外には使用しない。

(その他)

第11条 補助事業の実施に当たっての留意事項は、次のとおりとする。

- (1) 支払に係る経理処理については、金融機関口座への振込、現金又はクレジットカードによる支払とすること。
- (2) 期限内に申請があった場合でも、内容に不備があり、内容の見直しや補正が完了しないことで事業開始予定日までに交付決定が行えない場合、当該申請については不採択とする。

附 則

- 1 この要領は、令和5年4月11日から施行する。
- 2 この要領は、令和6年4月16日から施行する。

3 この要領の施行に伴い、ふくしま「テレワーク×暮らし」体験支援補助金交付要領（以下「旧要領」という。）は廃止する。ただし、この要領の施行前に旧要領及び改正前の要領の規定により、交付決定された補助事業に係る補助金の交付の方法とその他取扱いについては、なお従前の例による。

別紙様式第 1

テレワーク体験に係る意向確認書（計画）

体験者氏名：_____

1 テレワーク体験の目的及び意向	
(1) 移住等への関心 (複数チェック可)	<input type="checkbox"/> 福島県への移住を検討している <input type="checkbox"/> 福島県との二地域居住を検討している <input type="checkbox"/> 福島県との継続的な関わりを希望している ※上記のいずれにも該当しない場合は本事業の対象となりません。
(2) 福島県でテレワーク体験を実施する目的	(例：福島県への移住を検討するにあたり、テレワーク環境を事前に確認するため。)
2 テレワーク体験中に予定している地域交流等	
(1) 地域交流等の内容 ※長期コースの場合は、2つ以上記載してください。	
(2) 地域交流等の目的	(例：福島県への移住を検討するにあたり、〇〇と情報交換し、地域で可能な活動を探るため。)

※本様式は体験者ごとに全ての項目を記載すること

※地域交流等に該当する活動は、「よくある質問」を参照にすること

別紙様式第2

誓約書

福島県知事 様

〈福島県への訪問目的〉

- 本事業で申請する福島県への訪問は、テレワークを主目的としたもので、支社や事業所、関係する企業等への出張ではないことを確約します。

〈暴力団等排除〉

- 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条に規定する行為、団体等）、暴力団関係企業、その他これらに準ずる者（暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者）（以下これらを「暴力団員等」という。）に該当しないこと及び次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ、将来にわたっても該当しないことを確約します。

- (1) 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること。
- (2) 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること。
- (3) 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること。
- (4) 暴力団員等に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること。
- (5) 役員又は経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること。

- 自ら又は第三者を利用して次の各号の一にでも該当する行為を行わないことを確約します。

- (1) 暴力的な要求行為
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
- (3) 取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
- (4) 風説を流布し、偽計を用い又は威力を用いて福島県の信用を毀損し、又は福島県の業務を妨害する行為

- 暴力団員等若しくは上記のいずれかに該当する行為をし、又は上記の表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明し、私との取引を継続することが不適切である場合には、私は福島県から請求があり次第、福島県に対する一切の債務の期限の利益を失い、直ちに債務を弁償します。

- 上記に関して不法行為があった場合は法的措置（民事・刑事）を講じられても構いません。

- 貴職において必要と判断した場合に、私の個人情報警察に提供し、表明・確約事項を確認することについて同意します。

令和 年 月 日

住 所 _____

氏 名 _____

別紙様式第3

テレワーク体験に係る意向確認書（実績）

体験者氏名：_____

1 地域交流等の結果	
(1) 地域交流等の内容 ※長期コースの場合は、2つ以上 記載してください。	
(2) 地域交流等の結果	(例：福島県〇市の△氏と交流し、地域環境の情報収集をしたことで、 移住に向けた具体的な検討材料となった。)
2 テレワーク体験終了後の意向	
(1) 希望する本県との関わり方 ※福島県とどのように関わり、何を 実施したいか等、具体的に <input type="text"/> してください。	(例：〇年後に〇〇市に移住し、△を実施したい。)

※本様式は体験者ごとに全ての項目を記載すること

※地域交流等に該当する活動は、「よくある質問」を参照にすること